婦人民主クラブ創立71周年記念のつどい

明日へ平和憲法を活かす新たな歩みを

穏やかな春の日差しに恵まれた三月二十五日、婦人民主クラブは創立七十一周年記念のつどいを、東京・千代田区いきいきプラザ一番町カスケードホールで開催しました。記念講演は金子勝さん（立正大学名誉教授）、「日本国憲法はどのように生まれ、どのように守られてきたか」をテーマに熱く語りました。文化行事は藤沢合唱団の混声合唱。参加者は百五十人でした。

あいさつする櫻井幸子さん（3月25日）

「記念のつどい」は、葵真理子さん（都庁支部）の司会で始まりました。主催者あいさつに立った櫻井幸子さん（会長）は次のように述べました。

「七十一年前の三月十六日、婦人民主クラブは誕生しました。戦争の悲惨さを知りつくした女性たち、軍国主義の下にあって息をひそめて暮らしていた女性たちは、二度と戦争のない平和な社会を、女性の解放をと心から願いました。そんな女性たちの希望をいっぱいに積んで婦人民主クラブは出発しました。

今年は日本国憲法施行七十年という記念すべき年です。しかし、この世界に誇るべき平和憲法を破壊しようとする動きも加速しています。そして今、特定秘密保護法、戦争法の仕上げともいうべき「共謀罪」法案によって、国民は、手、足、耳、口までも奪われかねない状況にあります。私たちは、婦民創立期の女性たちの『平和を手離さない』との思いを受け継ぎ、これからも憲法と共に歩み続けます」

柴田真佐子さん（日本婦人団体連合会会長）が来賓あいさつ。「婦団連は昨年九月、コロンビアのボゴタで開かれた国際民主婦人連盟の大会で『ヒバクシャ国際署名』を訴えました。婦人民主クラブから託された『核兵器廃絶』などのメッセージをそえた折り鶴が好評でした。憲法、国連女性差別撤廃条約に基づくジェンダー平等の実現に向け、女性の共同行動をさらに広げていきましょう」と呼びかけました。

ついで藤沢合唱団の混声合唱「湘南の風に乗って」。藤沢合唱団は「湘南の地に根ざして平和で明るい健康的な歌を広めたい」と結成された合唱団です。「湘南の風に乗って」は、創立三十五周年記念創作組曲、私たちの故郷を戦争のための基地から守りたいとの思いを込め、力強く、さわやかに歌いあげました。

婦民の「憲法教室」でお馴染みの金子勝さん（立正大学名誉教授）が「日本国憲法はどのように生まれ、どのように守られてきたか―間接的起草者・鈴木安蔵氏と、その師・吉野作造氏を中心として」をテーマに講演しました。

藤沢合唱団

憲法はどのようにして生まれたか

記念講演　金子　勝さん

講演する金子勝さん

金子さんは最初に、「日本国憲法は国民の宝である」として、三つの理由をあげました。第一に、国家（天皇・国会・内閣・裁判所）にいかなる戦争の実行も許さない「平和の団塊」であり、第二に、国家が国民の基本的人権を制限・剥奪することを許さない「人権の団塊」であり、第三に、国家が国民主権を制限・剥奪することを許さない「民主主義の団塊」であると、このように日本国憲法の優れた特質を語ったうえで、この日のテーマに入りました。

□　■　□

日本国憲法の制定過程は、日本の第二次世界大戦の敗北から始まります。大日本帝国は一九四五年八月十四日、「ポツダム宣言」（一九四五年七月二十六日発表）を受諾しました。その主な内容は、①日本軍国主義者の権力及び勢力の永久除去。②一切の戦争犯罪人の厳重なる処置。③民主主義と基本的人権の確立。④軍隊の完全な武装解除。⑤軍需産業の維持は許されない。⑥以上のことが達成され、責任ある平和的な政府が樹立されるまで、日本国は連合国の軍事占領を受ける。これらのことは「ポツダム宣言」の趣旨に合致する憲法を制定して、日本軍国主義が復活しないことを連合国側に示さなければ軍事占領は終了しないことを意味します。

連合国軍（実質はアメリカ軍）総司令部（GHQ）の最高司令官・マッカーサーは、日本政府に憲法改正の必要性を示唆しました。

幣原内閣（当時）は帝国大学の憲法学者と高級官僚で「憲法問題調査委員会」（委員長・松本烝治国務大臣）を組織しますが（一九四五年十月二十五日）、同「委員会」は、「ポツダム宣言」の趣旨に反する基本的人権も民主主義も認めない天皇主権の「大日本帝国憲法」の「焼き直し版」を作ろうとしました。

□　■　□

そのことを、毎日新聞が一九四六年二月一日にスクープしました。日本政府の意図を知ったマッカーサーは、一九四六年二月三日、『マッカーサー三原則』を提示してGHQの民生局に「改憲案」の作成を命じました（二月十二日完成）。そして一九四六年二月十三日、GHQは日本側の作成した「憲法改正要綱」は「ポツダム宣言」の趣旨に反するとして拒否し、GHQの「日本国憲法草案」を提示して、日本側にこれを基にして新しい改憲草案を作成することを求めました。日本側はこれを受け入れ（一九四六年二月二十二日）、「憲法改正草案」として国民に発表しました。

GHQはなぜ一週間余という短期間に「日本国憲法草案」を作成することができたのでしょうか。それは日本の民間の憲法制定研究団体「憲法研究会」が一九四五年十二月二十六日に発表した「憲法草案要綱」という「手本」があったからです。この「憲法草案要綱」を起草したのが鈴木安蔵氏でした。

□　■　□

鈴木氏は、「ポツダム宣言」は日本の「人権宣言」であると考えていました。それを受け止めた「憲法草案要綱」の内容は、①「国民」の創設―天皇の「臣民」の否定。②「国民主権」の創設―天皇から主権を奪う。「主権」とは国家の持つ最高の支配権力のこと、主権を持つ人（主権者）が国の主人公ということです。③天皇制を残す―共和政は時期尚早が「憲法研究会」の多数意見。④戦争の放棄―戦争の惨禍と全軍隊の解除があり、国民全体の当時の心情から軍隊に関する規定を置くことは「憲法研究会」として考えませんでした。憲法に規定がなければ軍隊を持つことも使うこともできない、ということは「戦争放棄」の一形態と考えられます。⑤「基本的人権」の創設―世界最新の「社会権」も採用、これが「第二十五条」のもとになります。鈴木氏はまた、植木枝盛による私擬憲法「東洋大日本国国権案」に明記された「抵抗権」を入れようとしましたが、反対があったため削除しました。さらに、国会・内閣・司法に直接民主主義を採用しようとしています（国民投票による議会の解散や内閣不信任決議の採用、陪審制の採用など）。このように「憲法草案要綱」は、自由民権運動の精神と当時の世界で最も進んだ「基本的人権」を取り入れたものでした。

アメリカは、日本をアメリカと世界の平和に再び挑戦しない、対米従属の資本主義国に改造する考えを持っていました。そのために天皇制の利用を考え、温存を意図したのです。「第九条」の採用は、天皇制を残すことを世界に認めさせるという政治判断によるもので、天皇制を残しても日本軍国主義は復活しないということのアピール（主張）でした。

□　■　□

鈴木安蔵氏は一九〇四年三月三日、福島県相馬郡小高町（現南相馬市小高区）に生まれました。父母、姉ともプロテスタントのクリスチャンで、鈴木氏は洗礼を受けていませんが毎週教会へ通いました。「相馬中学」始まって以来の秀才と言われ、仙台の「第二高等学校」から「京都帝国大学文学部哲学科」へ。一九二四年四月、マルクス主義の研究と普及を目的とする同大学「社会科学研究会（京大社研）」に入会。一九二六年一月十八日、マルクス主義の研究が「治安維持法」違反で逮捕（「学連事件」）。「治安維持法」（一九二五年三月一九日成立）適用第一号事件となります。

鈴木憲法学の意義は、日本における民衆のための「マルクス主義憲法学」の創設であり、「憲法の歴史的研究」と「憲法学批判」の分野が確立されたことによって、「社会科学としての憲法学」が創設されたことがあげられます。

この鈴木憲法学の確立を直接に教導したのが、吉野作造氏でした。

□　■　□

日本国憲法が誕生して七十一年。国民は、日本国憲法が危うくなると、一人で、あるいは共同で、あらゆる手段を駆使して守ってきました。自国の憲法を守るための活動をこんなにもしてきた国民は世界でも珍しいのです。その訳は、日本政府のように、憲法の根幹まで変えようとするような政府は、世界にはめったにないからなのです。これからも私たちは、この活動をしっかりと続けていきましょう。